

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 添付書類一覧

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

提出書類

「(別紙3-2)介護給付費算定に係る体制等に関する進達書」
「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の他に、以下のとおり書類を添付してください。

介護給付費算定に係る体制等の種類	提出書類等	備考
LIFEへの登録		※添付書類は不要 ※算定にあつては厚労省通知「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和6年3月15日)を確認すること
割引	①(別紙5-2)地域密着型サービス事業者又は地域密着型介護予防サービス事業者による介護給付費の割引に係る割引率の設定について	※事前にご相談ください
高齢者虐待防止措置実施の有無	虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の定期開催、指針の整備、年1回以上の研修の実施、担当者を定めること)が講じられていない場合、減算対象	※添付書類は不要
特別地域加算		※添付書類は不要
中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)		※添付書類は不要
中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)		※添付書類は不要
緊急時訪問看護加算	①(別紙16)緊急時(介護予防)訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書	
特別管理体制	①(別紙16)緊急時(介護予防)訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書	
ターミナルケア体制	①(別紙16)緊急時(介護予防)訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書	
総合マネジメント体制強化加算	I ①(別紙42)総合マネジメント体制強化加算に係る届出書 II	
認知症専門ケア加算	I ①(別紙12)認知症専門ケア加算に係る届出書 ②(標準様式1)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ③認知症介護実践リーダー研修の修了証の写し又は認知症看護に係る適切な研修※の修了がわかるもの ④会議の開催計画が確認できるもの II 上記に加えて ⑤認知症介護指導者研修の修了書の写し又は認知症看護に係る適切な研修※の修了がわかるもの ⑥介護・看護職員ごとの研修計画の写し	②【更新】「申請月」を提出 【新規・変更】「算定開始月」を提出 ③⑤※現時点では、以下のいずれかの研修をさす。 ・日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修 ・日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程 ・日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」(認定証が発行されている者に限る)
口腔連携強化加算	①(別紙11)口腔連携強化加算に関する届出書 ②連携する歯科医療機関との契約書等(協定を含む)の写し	※算定に当たっては、厚生労働省通知「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一連の取組について」(令和6年3月15日)をよく確認すること
サービス提供体制強化加算	I ①(別紙14)サービス提供体制強化加算に関する届出書 II ②(標準様式1)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 III ③(別紙7-2)有資格者等の割合の参考計算書	②【更新】「申請月」を提出 【新規・変更】「算定開始月」を提出
介護職員処遇改善加算	I ①介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書 ※2024年4月～5月は介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ～Ⅱ、介護職員等ベースアップ等支援加算の算定 ※2024年6月以降の新加算Ⅴの注意事項：介護保険最新情報Vol.1215の3 IV (1)介護職員等処遇改善加算(新加算)の要件参照 V	①必要書類については、市のホームページ参照。 トップページ>医療・福祉>介護保険>事業者の方へ>地域密着型サービス>介護職員等処遇改善加算について(地域密着型サービス、介護予防・日常生活支援総合事業)

注意事項

加算の届出をする場合は必ず
「(別紙3-2)介護給付費算定に係る体制等に関する進達書」と「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を提出してください。

加算の算定根拠となる資料は、指定権者からの求めがあった場合に速やかに提出できるよう適切に保管してください。
また、虚偽や不正があった場合には、介護給付費の返還や介護事業者の指定取消となる場合もありますので、ご注意ください。

添付の資料に利用者の個人情報(氏名、生年月日、住所等の個人の特定につながる情報)がある場合は、その情報が分からないようにマスキング(塗りつぶし)をしてください。